

---

## 第4章

大田区成年後見制度等利用促進基本計画  
(第二期) ~いつまでも自分らしく~

---

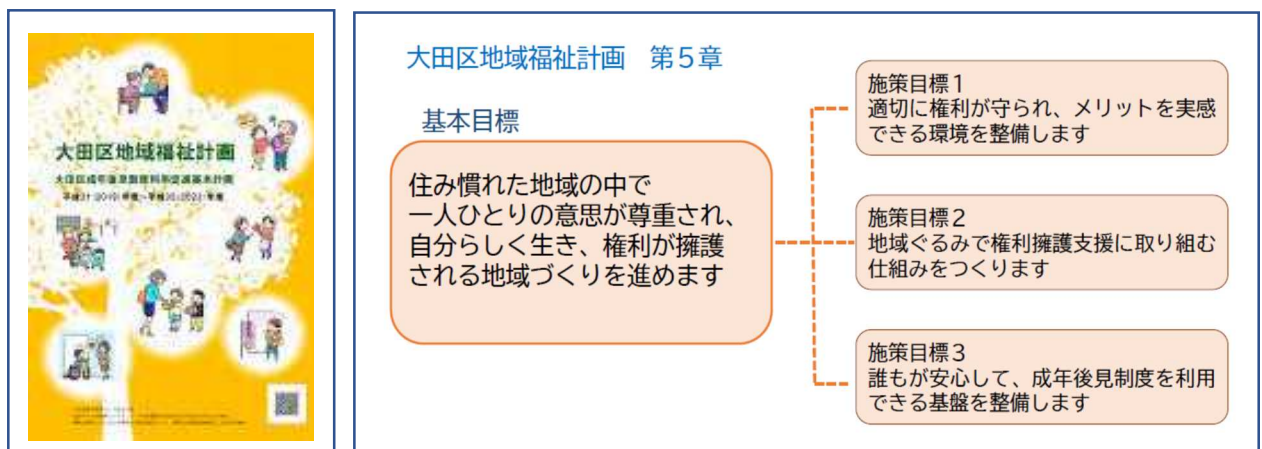
# 1. 第二期計画策定に当たって

## (1) 第一期計画について

### 【大田区成年後見制度利用促進基本計画の策定】

平成28年に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は当該区域における成年後見制度利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

これにより、平成31年に「大田区成年後見制度利用促進基本計画(2019年度～2023年度)」(以下、「第一期計画」という。)を「大田区地域福祉計画」と一体的に策定しました。



### 【大田区成年後見制度利用促進基本計画の取組み】

第一期計画では、区民が成年後見制度を正しく理解し、必要な制度を選択できるよう、仕組みづくりを進めていくこととしました。成年後見制度利用促進のため中核機関を大田区社会福祉協議会とともに設置し、成年後見制度の周知や地域連携ネットワークの構築に取り組んできました。

支援者が適切な制度を選択できるよう、支援方針を検討するために、専門職から法的知見や助言を得る「大田区権利擁護支援検討会議」を活用し、成年後見制度ありきではなく、本人の意思に寄り添った権利擁護支援を実施しています。

地域連携ネットワークの構築では、学識経験者、専門職団体、福祉関係機関、金融機関、医療機関等の17人の委員からなる「大田区成年後見制度等利用促進協議会」を設置し、成年後見制度等権利擁護支援に関するさまざまな課題や情報を共有し協議しています。

さらに、大田区独自の「おいじたく推進事業」を創設し、おいじたくパンフレットの作成、おいじたく相談会やおいじたくセミナーを開催するなどして、区民の方が元気なうちから、自ら備えることを推進しています。


詳細については、区と社会福祉協議会の取組み(95ページ～99ページ)に掲載しています。

## 中核機関の成年後見制度等利用促進の取組み


**大田区社会福祉協議会  
おおた成年後見センター** **中核機関** **福祉管理課**

中核機関の4つの機能

① 制度の広報・周知



② 相談・発見



③ 利用促進・地域体制整備

地域体制整備

④ 後見人等の継続的な支援

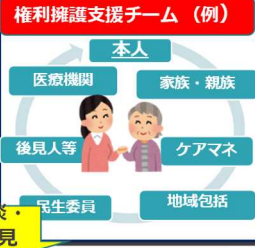
重点的に取り組んでいる事業抜粋  
P95 中核機関の4つの機能参照

**権利擁護支援チーム**

・本人に身近な家族・親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人等がチームとなって、状況把握と情報共有を図りながら、本人の意思決定を基本とした必要な対応を行う仕組み

相談・発見

**権利擁護支援チーム(例)**



相談・発見


**権利擁護支援検討会議(月1回開催)**

【目的】  
・支援者が対応に悩むケースや複雑な課題のあるケースに対して、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で本人の権利擁護の支援方針、意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し助言を得る会議

支援

**成年後見制度等利用促進協議会(年2回開催)**

【目的】  
・住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用促進を目的に協議会を設置



**利用支援事業(報酬助成)**

【目的】  
・成年後見制度の利用において、報酬を負担することが困難な低所得者に対し、報酬に係る費用を助成することにより、福祉サービスの利用を支援する。

**区長申立て検討会**

【役割】  
・区市町村は「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に後見開始等の審判の申立てを行うことができます。

【出所】第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会資料より一部抜粋

## 老いじたく推進事業について


○老いじたくを考えるきっかけとして活用できるようパンフレット(概要版・詳細版)を作成  
○令和3年10月、東京司法書士会大田支部と協定を締結し相談体制を強化・各分野の専門職との連携

**老いじたく相談** 毎週水曜 50分×2組

関心のある事、疑問などを専門職(司法書士)に聞き、話をしながら自身の気持ちを整理!

振り返り

相談後、専門職からの助言の整理や今の気持ち等の振り返りを行う。



**合同相談会**

実施回数: 年2回  
相談員: 弁護士、司法書士、税理士、公証人、宅地建物取引士など

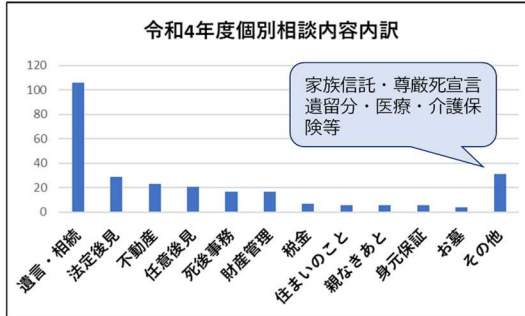
次のステップに進めるよう、各分野の専門職から助言を一度に受けられる場の設定

**令和4年度実績: 老いじたくセミナー**

<セミナーの参加の動機>

- 知らないことが多く不安があったため
- 老後のいろいろな事をちょうど考えていた
- 老いを最近自覚するようになった
- 親の老いじたくのため
- 将来の不安を具体的に具現化できると思ったので
- 相続が分からないので、知識向上のため
- 60歳になったのをきっかけ
- 整理のきっかけにしたい
- 子どもに負担をかけたくないと考えたため

**令和4年度個別相談内容内訳**



家族信託・尊厳死宣言  
遺留分・医療・介護保険等

【出所】第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会資料より

## (2) 第二期計画策定の背景

「人生 100 年時代」といわれる今日、こどもから高齢者、障がい者など、すべての人が、いつまでも自分らしく、人生を前向きに安心して暮らせる社会をつくることがさらに求められています。

ノーマライゼーションによる自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいにより、判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

第一期計画策定以降、さらに超少子・高齢社会の進行や、単身世帯の増加等により、高齢者や障がいの単身世帯、高齢者のみの世帯、障がいのある子と高齢者の親などの世帯が増え続けています。

また、認知症高齢者の増加、虐待や消費者被害等の権利侵害を受ける人や、身寄りがなく孤立する方、セルフネグレクトなど、生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、今後さらに課題が多様化することが想定されます。加えて、8050 問題や心身の障がい、ダブルケアなど、複合課題を抱えており重層的支援が必要な世帯も増えています。

## (3) 国の動き

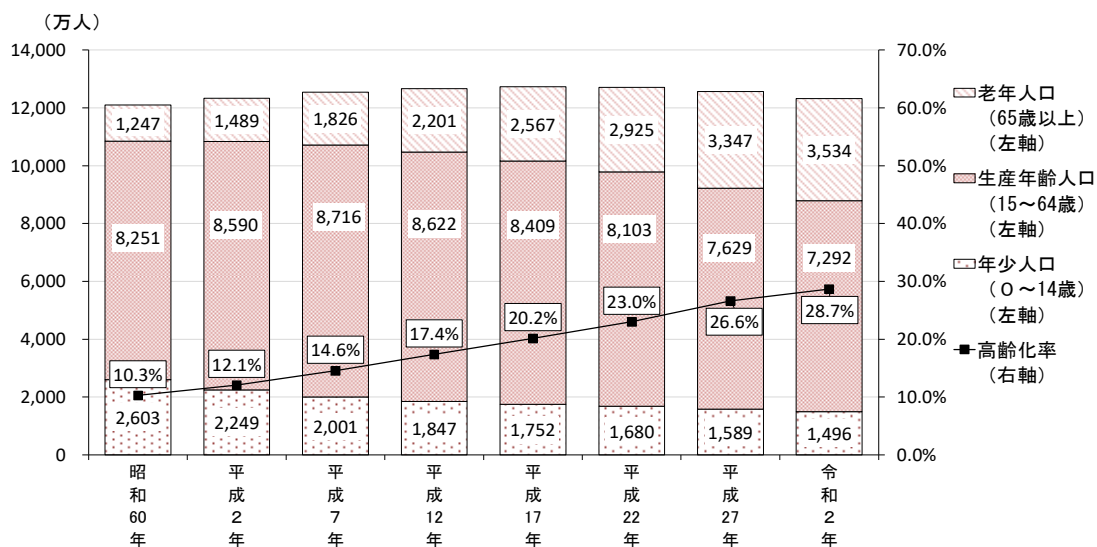
令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めることとしています。





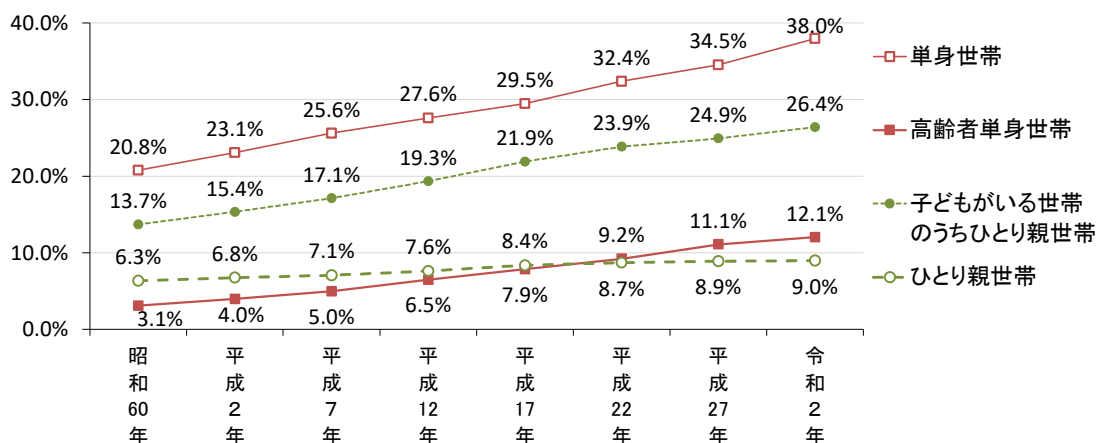
## (4) 国の統計等

### 【高齢者人口の推移及び高齢化率(全国)】



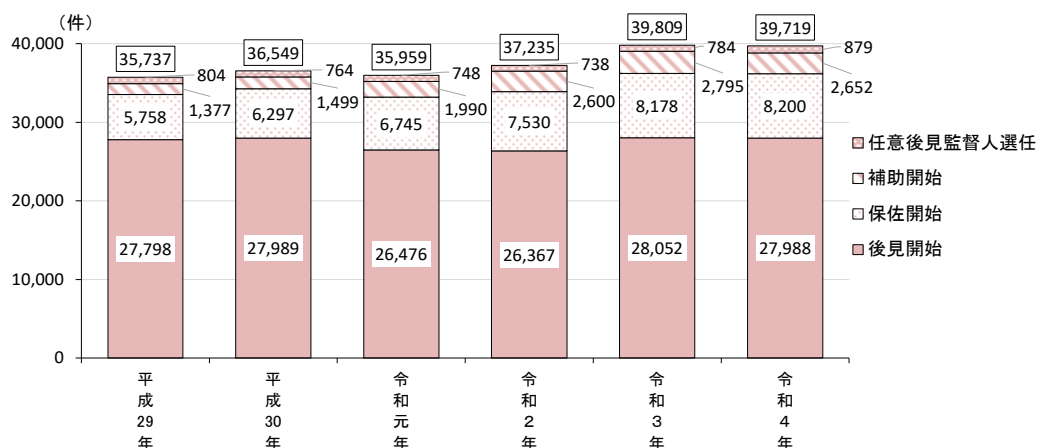
出所:総務省統計局「国勢調査結果」

### 【世帯構成の推移(全国)】



出所:総務省統計局「国勢調査結果」

### 【成年後見申立ての推移(全国)】



出所:最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

## 2. 計画策定の目的・位置づけ・計画の期間

---

---

### (1) 計画策定の目的

大田区においても超少子・高齢社会の進行に伴い、認知症高齢者や障がい者等の増加や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、権利と尊厳を守るため、成年後見制度等権利擁護支援の必要性はますます高まっていくものと考えられます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、区民の権利を擁護する支援体制は重要な基盤となります。すべての区民がいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められます。

成年後見制度等権利擁護支援の取組みを推進するために、制度の理解啓発や地域連携ネットワークの強化等、成年後見制度等権利擁護支援に関する施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することを目的とし第二期計画を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用促進に関する法律」の第14条(市区町村の応ずる措置)の規定に基づき、策定するものです。

成年後見制度の利用促進に関する法律(一部抜粋)

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、本計画は、区の最上位計画である「大田区基本構想」に基づくとともに、「大田区地域福祉計画」と連携して、一体的に策定します。さらに「おおた高齢者施策推進プラン」「おおた障がい施策推進プラン」をはじめ、大田区社会福祉協議会で策定する「大田区地域福祉活動計画(リボン計画)」など、保健福祉分野等の関連計画と整合・連携する計画です。

### (3) 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とします。

## 3. 権利擁護支援がなぜ必要なのか

### (1) 権利擁護支援とは

権利擁護支援とは、地域共生社会の実現をめざす包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、ともに自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動のことです。

【出所】第二期成年後見制度利用促進基本計画より引用

### (2) 権利擁護支援の必要性

金銭の管理や介護・福祉等サービスを、本人意思に基づき適切に利用(契約)していくことは、地域で日常の生活をしていくうえでの基本です。生活を支えるこのような支援は、これまで家族機能の一部として当たり前と考えられてきました。しかし、高齢化が急激に進み世帯構成が大きく変わりつつある昨今、高齢者や障がい者の単独世帯、高齢者のみ世帯等の世帯がますます増えています。このような方々が医療・介護・福祉等生活の基本となるサービスを適切に利用できることが大切です。

また、虐待を受けたり、消費者被害等にあたり、自ら支援を拒否し(セルフネグレクト)、判断力が不十分なこともあり、自ら声をあげて SOS を発することができず、ごく普通の生活を続けられないなど権利侵害が起こる可能性があります。そのため財産の管理または日常生活等に支援が必要な方を、社会全体で支えあうことが必要となっています。

### (3) 権利擁護支援の相談窓口

区の権利擁護支援に関する相談窓口は、高齢者は地域包括支援センターや各地域庁舎の高齢者支援の窓口、障がいのある方は基幹相談支援センターや各地域庁舎の障がい者支援の窓口、精神に障がいがある方は各地域庁舎の地域健康課の窓口で、「権利擁護」に対する相談や支援を受けることができます。

中でも、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用等については、社会福祉協議会おおた成年後見センターが相談窓口となり、弁護士会、司法書士会等と連携し、無料の専門相談も実施しています。

#### 権利擁護(成年後見制度)に関する相談窓口

【相談窓口：高齢者・障がい者の相談、権利擁護の相談】



地域福祉課(高齢者・障がい者)  
地域健康課(精神)



高齢者  
地域包括支援センター(23か所)



障がい者  
基幹相談支援センター  
(障がい者総合サポートセンター)

【相談窓口：  
成年後見制度等の相談】



おおた成年後見センター

## (4) 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

地域福祉権利擁護事業（以下、「地権」という。）は、平成12年に福祉の制度が「措置」から介護保険をはじめとした「契約」へと移行する際に、認知症や障がい等により一人では判断することが難しい方の権利を擁護するために平成11年に誕生した事業です（社会福祉法では「日常生活自立支援事業」と名称が変わりましたが、東京都では旧名称を使用しています）。

### 【相談・助言・情報提供がサービスの基本！】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を基本として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を、生活支援員が定期的に自宅を訪問し、支援計画に基づき**本人自らが各種手続き等を行えるように**、相談にのったり、情報提供したり、窓口等に同行したりします。（\*歩行等の介助や車いす介助等は行えません）

### 1 利用できる方（次のいずれにも該当する方）

- ①認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でないために、日常生活を営む上で必要な福祉サービス等を自己の判断で適切に選択・利用することが困難な方
- ②事業の内容を理解し契約を締結する能力がある方
- ③在宅で生活している方
  - \*身体的な理由のみ（例：目が見えない、歩行困難など）で判断能力に問題のない方は、本事業の対象にはなりません。

### 2 地域福祉権利擁護事業の支援者

- ◆**専門員**…相談の受付、アセスメント、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員への指示、関係機関や金融機関との連携調整、モニタリング等
- ◆**生活支援員**…専門員の指示を受け、具体的な援助を提供

### 3 援助の内容

#### ◆福祉サービスの利用援助（基本サービス）

- ① 福祉サービスに関する情報提供・助言
- ② 福祉サービスの手続き援助
- ③ 福祉サービスの利用料の支払い等
- ④ 苦情解決制度の利用援助
- ⑤ 住宅改修、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約、住民票の届出等の行政手続きに関する援助
- ⑥ その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

#### ◆預貯金払戻しサービス（オプション）

- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、預金の預け入れの手続き

#### ◆書類等預かりサービス（オプション）

日常的に出し入れしない通帳や年金証書等の書類を貸金庫で保管

### 4 利用料

- 【基本料金】月1,000円
- 【支援料金】1時間毎1,000円
- 【書類等預かりサービス】月1,000円

- \*相談は無料ですが、契約締結後の支援計画に基づく支援は有料です。
- \*生活保護受給中の方は、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービスは一定の範囲内で利用料が免除（国庫補助）となります。

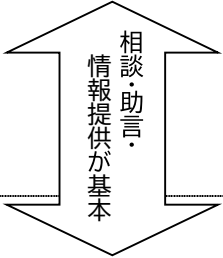
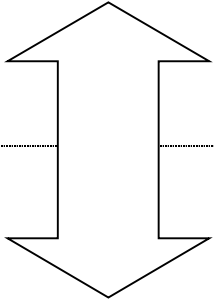
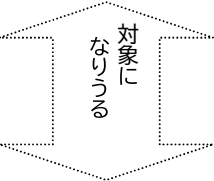
出所:「支援者のための権利擁護支援・成年後見制度活用の手引き」より抜粋



## 制度設計・利用手続きから見た両制度の違いと特徴

	地域福祉権利擁護事業	成年後見制度(法定後見)
法的根拠	社会福祉法	民法、家事事件手続法等
担い手	○都道府県・指定都市社協の事業 ○事業の一部を区市町村社協等に委託(専門員、生活支援員による支援の実施)	○補助人、保佐人、成年後見人として、家庭裁判所が選任した親族、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)、法人等
利用開始の手続き	○実施社協・団体に相談・申込み ○利用者本人または成年後見人等と実施社協・団体の契約	○家庭裁判所に申立て、家庭裁判所の審判 ○申立てできるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、区市町村長 等
対象者の判断能力の判定	○「契約締結判定ガイドライン」により専門員が判定 ○判定が困難な場合には、専門家からなる契約締結審査会で判断	○医師の診断書・鑑定書に基づき家庭裁判所が判断
監視、監督	○契約締結審査会 ○福祉サービス運営適正化委員会	○家庭裁判所 (家庭裁判所が必要と認める場合は、別に監督人が選任される)
費用負担	○契約前の相談は無料、契約後の支援は利用者負担 ○大田区社協の利用料 月額基本料金:1,000 円 1回1時間まで1,000 円 証書等預かりサービス:月1,000 円	○申立費用は申立者負担が原則 (東京家庭裁判所では本人利益のための制度利用であることをふまえ、本人へ求償する審判を原則としている) ○後見報酬は原則、本人の財産から支払われる(家庭裁判所が額を決定する)

## 援助の範囲から見た両制度の守備範囲

生活ニーズ	地域福祉権利擁護事業 (委任契約)	成年後見制度	
		同意権・取消権が 付与される範囲	代理権が付与 される範囲
日用品の購入など日常生活に関する行為 ・食料品や被服の購入のための金銭管理 ・預金通帳や銀行印の保管 ・年金の受領 等			
生活や療養看護に関する事務 ・介護保険サービスの利用契約 ・病院の入院契約 等			
重要な財産行為 ・不動産の処分 ・遺産分割 等			

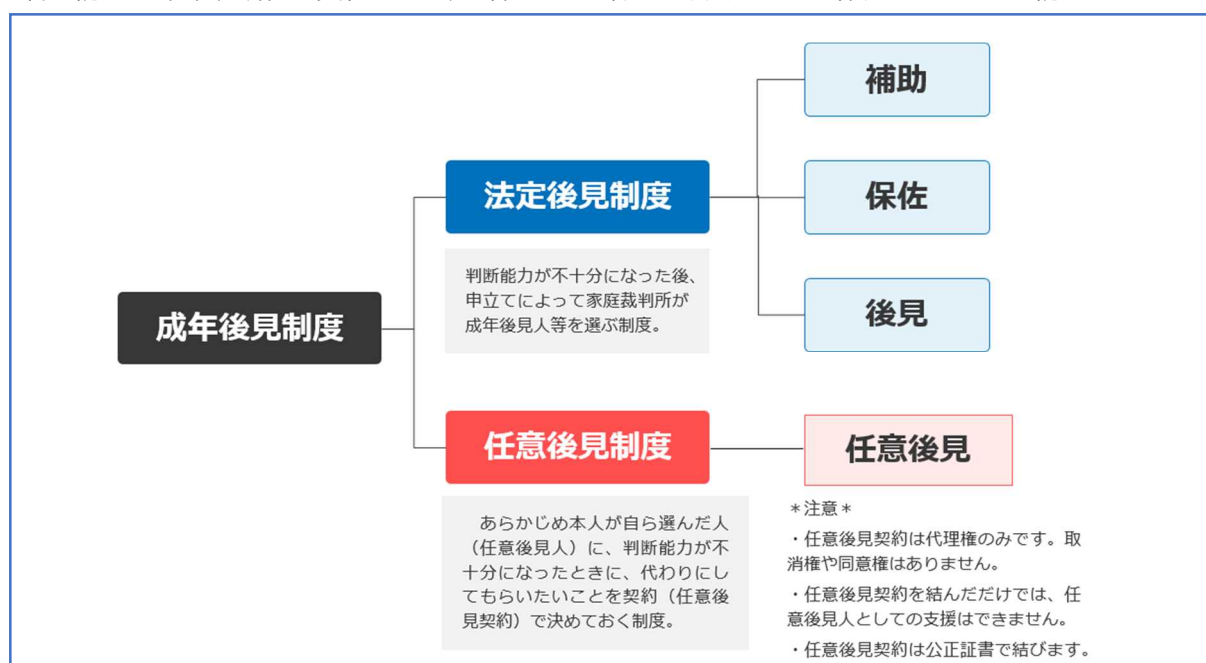
出所:東社協・地域福祉権利擁護事業専門員マニュアルより抜粋

## 4. 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症等により判断能力<sup>\*</sup>が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者に、本人の契約や各種手続きを法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利や財産を守ることを目的として、平成12年に始まりました。

成年後見制度には、将来の不安に備えるための任意後見制度と、すでに判断能力が不十分な方のための法定後見制度の2つの種類があります。任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。法定後見制度は、物事を判断する能力が十分でない方が、家庭裁判所に申立てることで成年後見人、保佐人、補助人(以下、「後見人等」という。)を選び、サポートを受ける制度です。

<sup>\*</sup>判断能力…売買や贈与、契約などをする際に、その行為が自分にとって有利なのか考える能力



本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類があります。

		補助	保佐	後見
申立ての手続き	対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
	申立てができる方	重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので、本人の利益のためには代わってやってもらった方がよい	日常の買い物程度はできるが、重要な財産行為は、自分で適切に行えず、常に他人の援助を受ける必要がある	日常の買い物も単独ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある。 完全な植物状態(遷延性意識障害の状態)にある人
		本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、任意後見受任者、任意後見人、成年後見監督人等		

## 5. 区の成年後見制度等に関する取組み

区と社会福祉協議会は、成年後見制度等権利擁護支援のために、制度の周知・理解啓発をはじめ、成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談に対応しています。また、区内の地域包括支援センターや基幹相談支援センター、各地域福祉課、地域健康課等とも連携し、支援が必要な方を早期に発見し必要な支援につなげています。

### (1) 区の実践

#### 【区長申立てに関する事務】

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者福祉法に基づき、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」、区市町村は、家庭裁判所に後見開始等の審判の申立てを行うことができます。

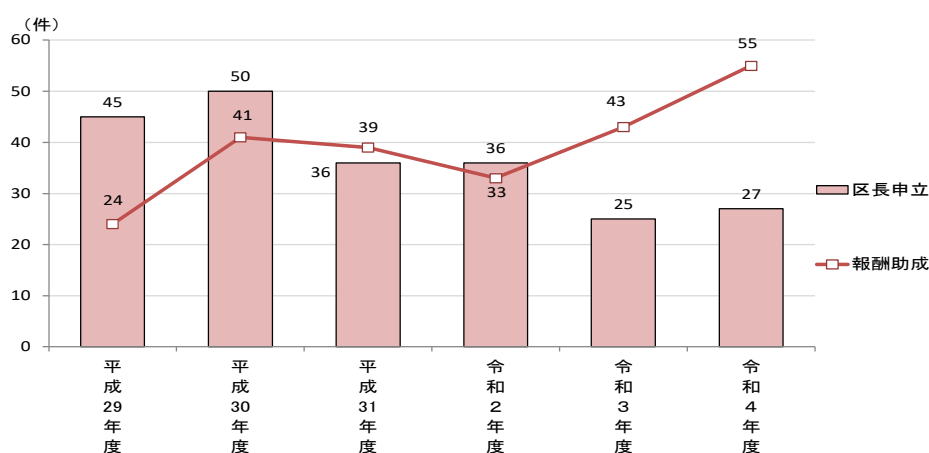
区では、その実務を各地域福祉課、各地域健康課が行っています。区長申立てが必要な場合は、区長申立て検討会を開催し、区長申立ての要否、申立て類型(後見・保佐・補助)、後見人候補者(弁護士、司法書士、社会福祉士)等、申立て費用の求償、財産の保全処分等の検討を行い、家庭裁判所へ審判の申立てを行っています。

#### 【後見等報酬助成に関する事務】

高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉サービスの利用を支援し、もって地域福祉の増進を図ることを目的として、後見人等への報酬を負担することが困難な低所得者に対し、報酬に係る費用を助成しています。区長申立てと同様に、その実務を各地域福祉課、各地域健康課が行っています。

平成20年に「大田区成年後見制度利用支援事業要綱」を制定し、報酬助成の対象者や報酬助成額等の基準を定め、報酬助成を実施しています。平成27年度から、報酬助成の対象者を区長申立てだけでなく、本人申立て、親族申立てにも拡充しました。令和4年度からは、報酬助成額の上限額を引き上げたほか、対象者を後見監督人等にも拡充し助成しています。

#### 【区長申立て件数・報酬助成件数の推移】



出所：大田区福祉管理課資料

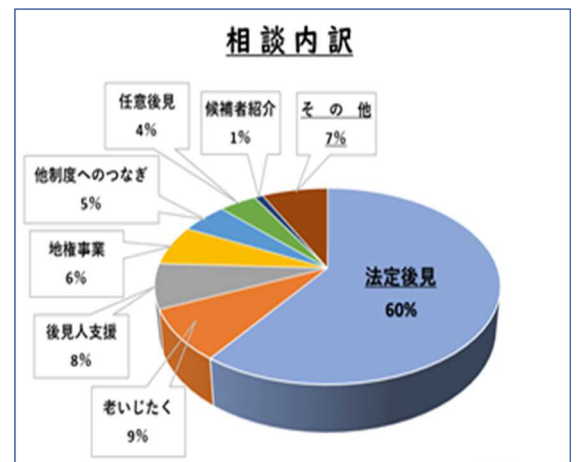
## (2) 社会福祉協議会の取組み

### 【「おおた成年後見センター(旧成年後見センター)」】

平成16年に大田区社会福祉協議会が、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の推進等、権利擁護支援に取り組むために、「権利擁護係」を設置するとともに、司法書士の団体である「リーガルサポート」と連携して、専門相談の充実を図りました。平成18年に東京都の「成年後見あんしん生活創造事業」の本格的な実施に向けて、さらに成年後見制度の利用を推進するため、成年後見制度推進機関として、「大田区社会福祉協議会成年後見センター」(平成30年4月から「おおた成年後見センター」に名称変更)を設置しました。

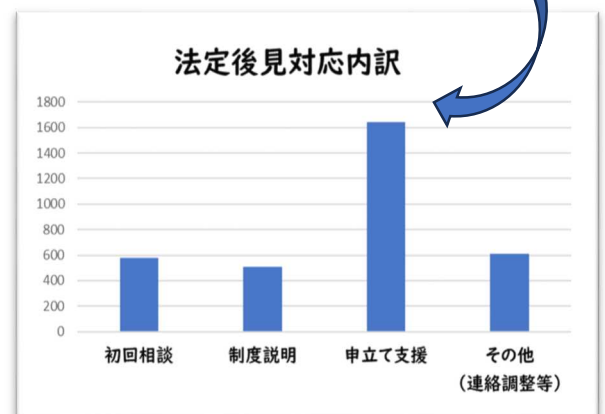
#### <相談業務>

- ・成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談に対応し、適切な支援につなげるよう、関係機関と連携を図っています。また、複合的な課題や世帯が絡む相談では、分野を横断したチーム形成にも取り組んでいます。
- ・任意後見制度については、将来への備えのひとつとして老いじたく推進事業の中でも案内しています。
- ・「子にとっての親なきあと」へのアプローチだけでなく親自身の備えにもつながるよう取り組んでいます。



#### <法人後見への取組み> (延べ受任件数67件)

- ・支援者との連携に基づくサポートを基本に、法人の強みである機動力や複数担当制を活かし対応しています。
- ・ケースに応じ、専門職との複数後見などさまざまな実践を積み重ね、専門性の向上を図っています。



#### <後見人等支援>

- ・親族が申立てを行う際や、親族が後見人に就任した後も継続した支援を行っています。
- ・また、親族後見人交流会の開催により、後見業務に必要な情報提供を行うとともに後見人としての孤立感を緩和し、適切な後見業務ができるよう支援しています。
- ・親が子の後見人等になっている場合、親の高齢化は避けては通れません。子が安心した生活が送れるよう、後見人等交代のタイミングや後任候補者のつなぎ方などの相談にも対応しています。

#### <社会貢献型後見人(市民後見人)の養成・育成>

- ・同じ地域で暮らす区民目線で、本人に寄り添った支援ができる人材の育成をめざし、市民後見人養成講習(基礎講習・フォローアップ研修・実務実習)を実施しています。



## (3) 区と社会福祉協議会の取組み

### 【中核機関の設置】

令和2年4月1日に第一期計画に基づき、制度理解と利用の促進、関係機関との連携により権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワークを構築するために、大田区成年後見制度利用促進中核機関を区と社会福祉協議会と連携する形で設置しました。

成年後見制度利用推進機関である社会福祉協議会が、中核機関の機能を果たすための業務を遂行し、区は、確実な業務遂行のための体制と環境を整備し、成年後見制度の利用促進のために取り組んでいます。

- (1) 広報(成年後見制度の周知及び啓発)
- (2) 相談(成年後見制度及び権利擁護に係る相談支援)
- (3) 利用促進(受任調整の支援、社会貢献型後見人の担い手の育成・活動の促進に関すること)
- (4) 後見人支援(親族など成年後見人の支援)

### 中核機関の4つの機能

**① 制度の広報・周知**



- パンフレットやホームページによる制度の広報周知
- 区民向け講演会や相談会の開催
- 制度の理解啓発のための支援者向け研修会の開催
- 成年後見制度(権利擁護)に関する窓口の設置及び案内

**② 相談・発見**



- チーム支援による、本人主体の意思決定支援
- 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)による専門的知見と法的根拠に基づいた助言を得る権利擁護支援検討会議の開催

**③ 利用促進・地域体制整備**



- 申立て手続き方法の案内
- 本人のニーズに合う適切な後見人候補者のマッチング(受任調整)
- 社会貢献型後見人等の担い手の育成・活動の促進

**④ 後見人等の継続的な支援**



- 後見人等の選任後、本人の状態やチームの支援状況に関する継続的なモニタリングの実施
- チームの支援方針等の検討・判断をバックアップ

### 【成年後見制度の広報・周知】

成年後見制度の周知・理解啓発の取組みとして、区民向けに成年後見制度のチラシ等やおいじたくパンフレット等を、区及び福祉関係窓口にて配布するとともに、金融機関及び医療機関に協力を得て、広く区民の方に周知されるよう配付しています。また、支援者向けに、中核機関で作成した「支援者のための権利擁護支援・成年後見制度活用の手引き」を配付し、理解啓発を図っています。

#### 区民向け

【おいじたくパンフレット】



【おいじたくチラシ】



【成年後見制度チラシ】



#### 支援者・職員向け

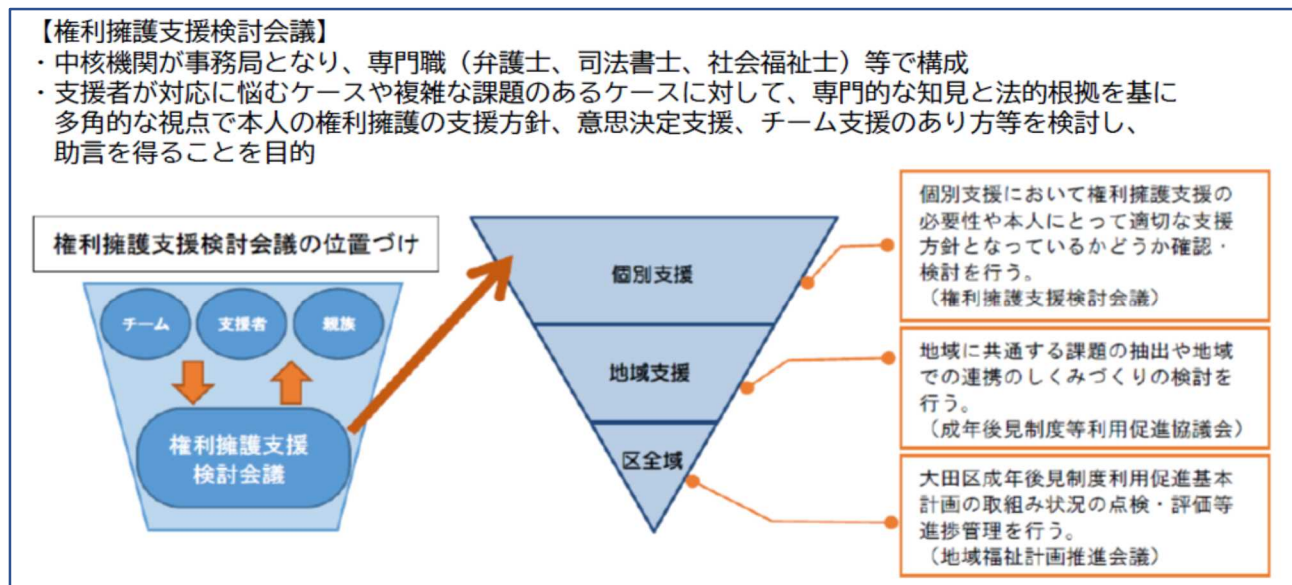
【権利擁護支援の手引き】【意思決定支援のために】





## 【大田区権利擁護支援検討会議】

令和2年8月より、中核機関が有する機能のうち「相談」・「利用促進」を強化するため、「大田区権利擁護支援検討会議」を設置し、原則として月1回開催しています。



### <会議の特徴>

- ・成年後見制度利用を前提としてはいません。
- ・個別支援を検討するケアプラン会議等とは異なり、権利擁護に関する支援方針や成年後見制度利用の判断において、法的・専門的見地から助言を受けます。
- ・成年後見利用の検討とは別に対応すべき課題の緊急性を判断します。

### <効果>

- ・権利擁護支援シート(基本情報シート、権利擁護支援方針分析シート、受任調整シート)等の活用により、本人の意向や課題等が見える化し、支援者間で情報共有することができます。
  - ・会議での助言等を支援チームで持ち帰り、本人主体の支援と意思決定支援の実践に活かしています。
  - ・世帯に課題がある場合、分野を横断する関係者へのアプローチにより、権利擁護支援チームの拡充につなげています。
- ※後見人等選任後の後見人等を含めたチームへのバックアップも行います。

権利擁護支援検討会議		
		R2～R4実績
会議	相談内容分類	検討事案35件
ケース	高齢関係	26
	成年後見制度利用前	12
	申立て準備から後見人選任まで	12
	後見人選任後	2
	障がい関係	9
	成年後見制度利用前	7
申立て準備から後見人選任まで	2	
後見人選任後	0	

## 【大田区成年後見制度等利用促進協議会】

令和3年8月に第一期計画に基づき、各種専門職団体・関係団体等から17名の委員を選出し、「大田区成年後見制度等利用促進協議会」を設置し、年2回開催しています。

住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりをめざし、成年後見制度等の利用を促進することを目的としています。

### <基本的な役割>

- ・地域で権利擁護支援にあたる各関係団体と地域に共通する課題を抽出し、地域において成年後見制度の利用を促進するための情報交換及び共有の場としています。
- ・協議会をとおして、各専門職団体や関係団体の協力・連携体制を強化し、地域において支援が必要な方を早期に発見し、速やかに支援までつなげられるよう、地域連携ネットワーク構築について、継続的に協議しています。

### <会議>



第1回協議会の様子

	分野	推薦団体(職)		分野	推薦団体(職)
1	学識経験者	大学教授	10	福祉関係者	地域包括支援センター
2	専門職団体	弁護士 (東京弁護士会)	11		大田区介護保険サービス団体連絡会
3		司法書士 (リーガルサポート東京支部)	12		基幹相談支援センター (障がい者)
4		社会福祉士 (ばあとなあ東京)	13		一般社団法人東京精神保健福祉士協会
5	地域団体	大田区自治会連合会	14	医療関係	認知症専門医 (医師会)
6		大田区民生委員児童委員協議会	15		精神科医 (大学病院)
7		公証役場	16	中核機関	大田区福祉部
8		東京税理士会	17		社会福祉法人大田区社会福祉協議会
9	金融関係	金融機関(信用金庫)			

### <協議会の主な協議内容>

開催日	協議内容等	
第1回 令和3年 8月30日	地域において成年後見制度の利用促進を図るうえで、各団体が課題として感じていることを共有	<<集約された課題>> ア 成年後見制度の正しい理解と普及 イ 権利擁護支援のための取組み ウ 意思決定支援を重視した支援体制の構築 エ 継続的な支援(サポート)
第2回 令和4年 1月19日	第1回協議会で集約した課題を確認し、今後協議会を通してめざすべき地域の姿や方向性について共有	<<めざすべき地域の姿・方向性>> 「支援が必要な人を発見し、適切に支援につなげられるような地域の社会資源ネットワーク化し、誰もが支えあい豊かに暮らせる地域」
第3回 令和4年 8月31日	第2回で共有しためざすべき地域の姿・方向性において、各団体の取組みや今後取り組めることについて、報告及び協議	・各団体での周知・啓発への取組み ・地域の中で変化に気づき、支援が必要な方を早期に発見し、関係機関につなげるために何が必要か ・地域連携ネットワークを活かして各団体等が連携して取り組めること
第4回 令和5年 2月6日	第3回で協議した内容を掘り下げ、地域連携ネットワークを強化するために、専門職・関係機関の果たす役割と連携について協議	・各団体の活動や特色などの強み ・他団体及び関係機関と連携した取組み ・他分野との連携や協力体制を強化するための仕組みや手法等



## 【おいじたく推進事業】

区民の方が、「人生 100 年時代」といわれる今日、生涯を安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから将来に備えることで本人の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、人生を前向きに安心して暮らしていただくことを目的として、令和2年度から区と社会福祉協議会が連携して、おいじたく推進事業を実施しています。おいじたくは元気なうちに自ら備えることが大切で、毎年度事業を拡充し、区民の方が早めに備える気づきの機会を提供しています。



令和3年度 東京司法書士会大田支部との協定



令和4年度 おいじたく講演会

### <令和2年度>

おいじたくパンフレットをはじめとした、本事業の周知・啓発とともに、相続・遺言・不動産登記など将来への不安や疑問に、専門職とおおた成年後見センター職員が相談に応じるおいじたく相談会を開催することから始めました。

### <令和3年度>

新たな事業として、おいじたくについて理解を深めていただくセミナーと、具体的に次のステップに進めるよう多岐にわたる疑問や不安に対して、弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士の各分野の専門職の方が、複数で相談に応じる合同相談会を、それぞれ年2回開催しました。また、相談体制を強化するため、令和3年10月に東京司法書士会大田支部とおいじたく推進事業に関する協定を締結するなど、関係団体との連携強化に取り組んできました。

### <令和4年度>

おいじたく相談会を年22回から年43回に、おいじたくセミナーを年2回から年4回に、それぞれ昨年度より2倍に拡充したほか、新規事業として、おいじたく講演会を開催するなど、広く区民の方がおいじたくを考える機会を増やすよう取り組みました。

### <令和5年度>

おいじたくセミナーを地域力推進部と連携し、各特別出張所で年6回開催しています。また、おいじたく推進事業の周知・啓発のためにチラシを作成し、区窓口(特別出張所、図書館、文化センター等)、福祉関係機関(地域包括支援センター等)窓口のほかに、医療機関等の窓口へ配付しました。



## <老いじたく推進事業の概要>

### 1 老いじたく推進事業について【目的、内容等】

#### 【目的】

区民の方が、「人生100年時代」と言われる今日、生涯を安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから将来に備えることでご本人の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、人生を前向きに安心して暮らしていただくことを目的としています。

#### 【内容】

##### 老いじたくパンフレット

- 医療・介護サービス、遺言、相続、不動産など、元気なうちから必要な備えをするための分かりやすいパンフレット

##### 老いじたく相談 老いじたく合同相談会

- 相続・遺言・不動産など将来への不安や疑問に、司法書士とおた成年後見センター職員が相談に応じる無料相談(原則毎週水曜日)
- 老いじたくに関する多岐にわたる疑問や不安に各分野の専門職(弁護士、司法書士、税理士等)が合同で助言する個別相談会

##### 老いじたくセミナー 老いじたく講演会

- 老いじたくパンフレットに沿って、将来に向けて備えておきたい事項を、区民の方が整理できるように、わかりやすく講演



## <老いじたく推進事業チラシ(令和5年度)>

人生100年時代

今から始めませんか

## 自分らしい老いじたく

(老いじたく推進事業)

生涯を安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから将来に備えて、いつまでも自分らしく、人生を前向きに安心して暮らしていただくために、大田区では、セミナーや相談会等の老いじたく推進事業を実施しています。

老いじたくパンフレット 配布中!

概要編【赤】  
これから老いじたくを考えてみようとする方向けの内容です。

詳細【赤】

行動編【青】  
これから具体的に老いじたくを取り組んでいく方向けの内容です。

詳細【青】

※配布場所: 福祉管理課(本庁舎8階)、大田区社会福祉協議会、各特別出張所、老人いこいの家、シニアステーション、地域包括支援センター など

【問合せ先】 大田区福祉部福祉管理課 ☎ 5744-1244 FAX 5744-1520  
大田区社会福祉協議会 ☎ 3736-2022 FAX 3736-5590  
おた成年後見センター

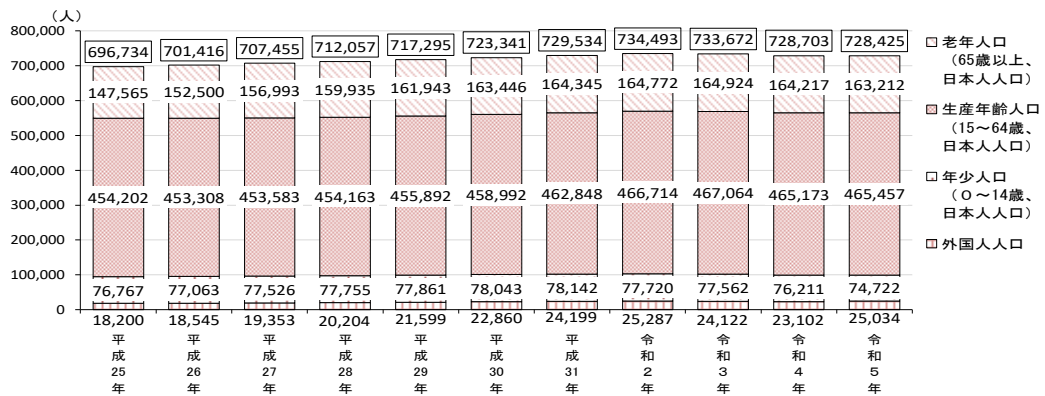
これからの人生を自分らしく安心して豊かに過ごすためにも、老いじたく推進事業は大変重要な取り組みであると考えています。

## 6. 区の現況

### (1) 区の統計から見える現状

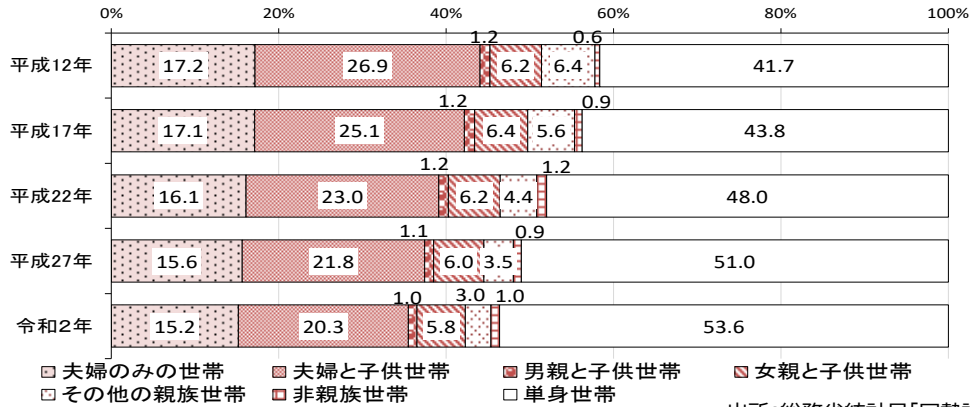
区の人口は増加傾向でしたが、ここ数年は横ばいで推移しています。世帯構成では単身世帯が、50%以上を占めており、単身世帯が急激に増加しています。また、高齢者人口・高齢化率は上昇しており、平成31年以降、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。さらに、認知症高齢者、障がい者手帳保持者も毎年増加していることがうかがえます。

#### 【区の人口の推移】



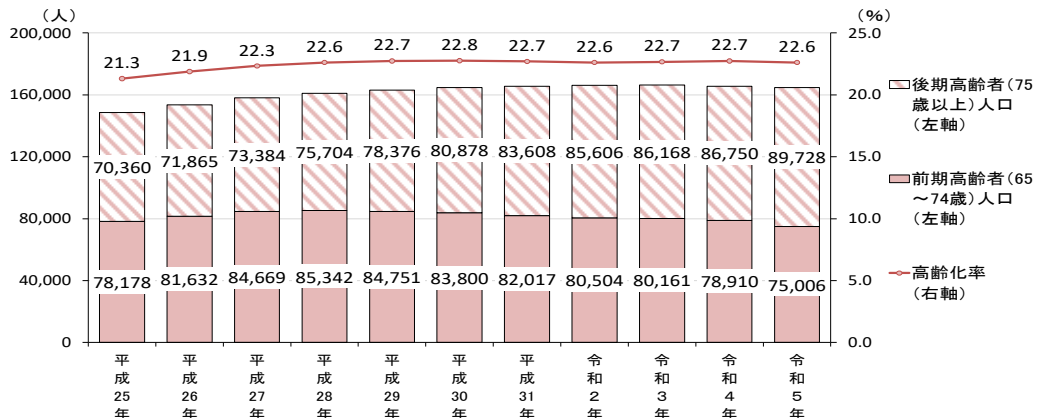
出所:東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 時系列データ 第9表」、「外国人人口 昭和54年からの時系列データ」

#### 【区の家帯構成の推移】



出所:総務省統計局「国勢調査結果」

#### 【区の高齢者人口・高齢化率の推移】



出所:大田区住民基本台帳

## 【区の認知症高齢者数の推移】

大田区の認知症高齢者数の推計値(日常生活自立度Ⅰ以上)



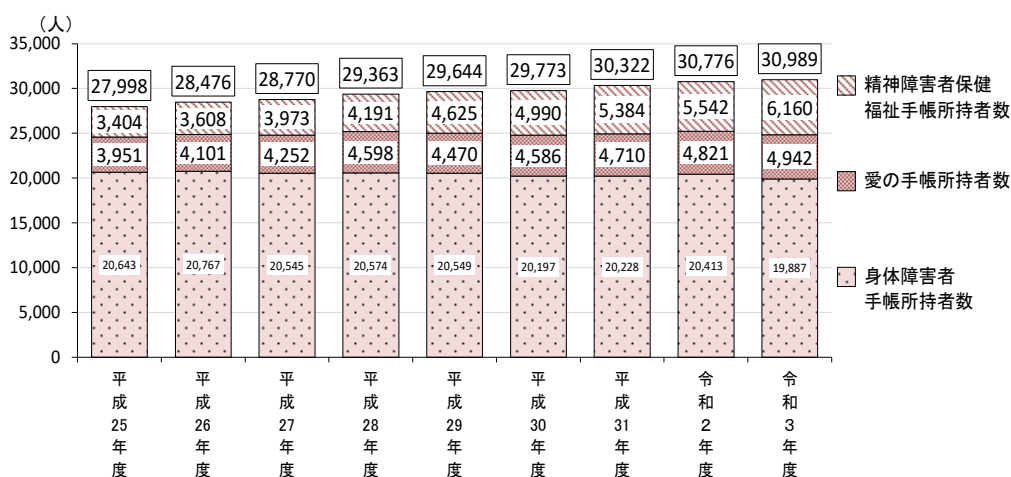
出所:大田区による推計値(暫定)

大田区の認知症高齢者数の推計値(日常生活自立度Ⅱa以上)



出所:大田区による推計値(暫定)

## 【区の障がい者数の推移(知的障がい者、精神障がい者)】

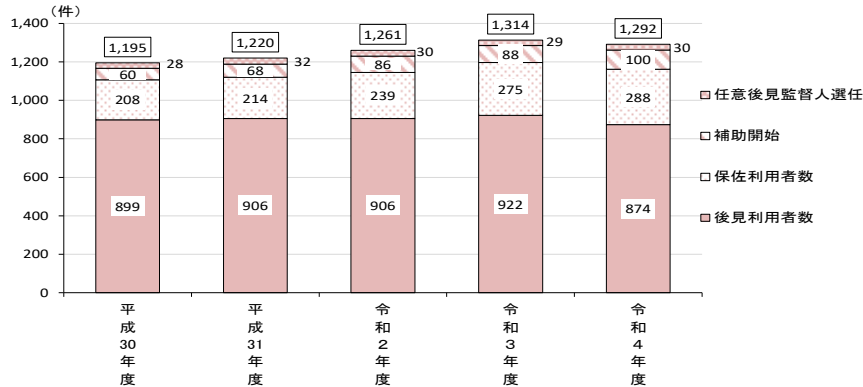


出所:大田区地域福祉計画・成年後見制度利用促進基本計画(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)、大田区「大田区政ファイル」

## (2) 区の成年後見制度の利用状況等

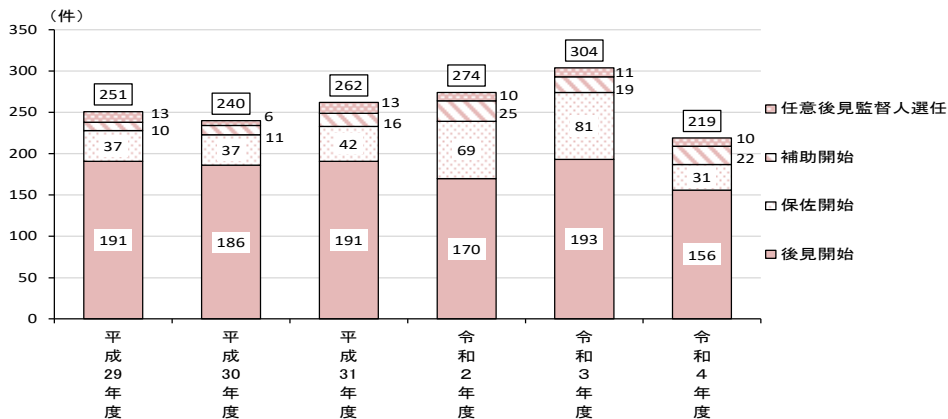
区に住民票がある方の成年後見制度の利用者数は毎年増加傾向です。区は23区内で保佐・補助の割合が高く、早期に申立てにつなげていることがうかがえます。

### 【成年後見制度の利用者数の推移(補助、保佐、後見等)】



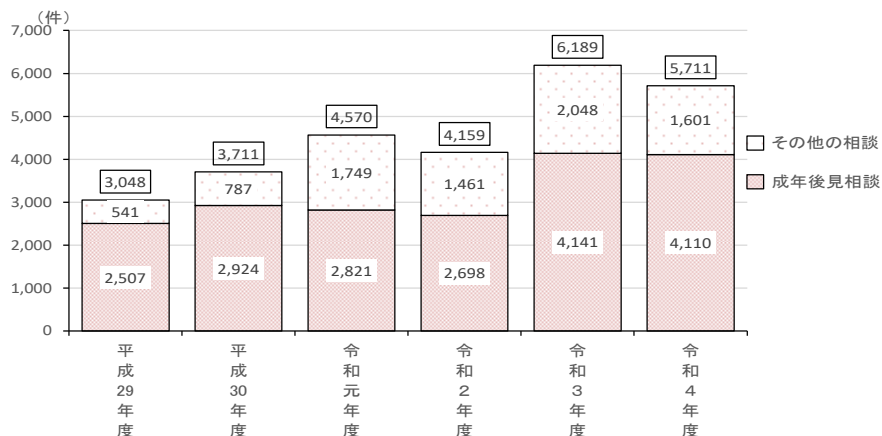
出所:東京家庭裁判所家事第1部

### 【成年後見関係申立て件数の推移(補助、保佐、後見等)】



出所:東京家庭裁判所家事第1部

### 【おおた成年後見センター相談件数の推移】



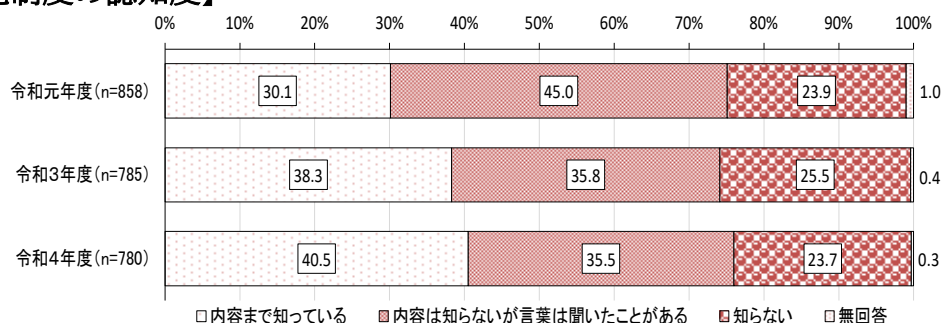
出所:大田区福祉管理課資料



## (3) 大田区地域福祉計画実態調査等

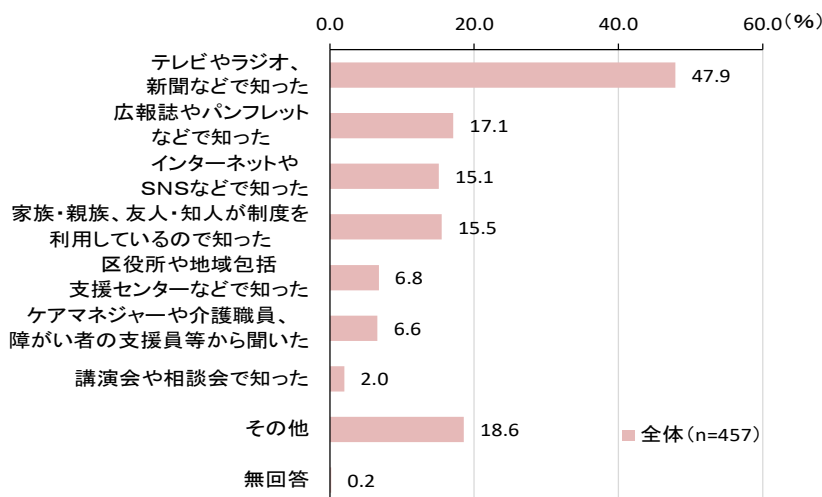
成年後見制度の内容を知っている人は40.5%ですが、内容は知らないが名前は聞いたことがある方が35.5%で、全体の認知度は76%です。成年後見制度の内容はテレビやラジオ、新聞を通じて知っている方が多くなっています。成年後見制度が利用しやすくなるために必要な取組みとして、制度を知る機会の充実、身近な相談窓口の設置が求められています。

### 【成年後見制度の認知度】



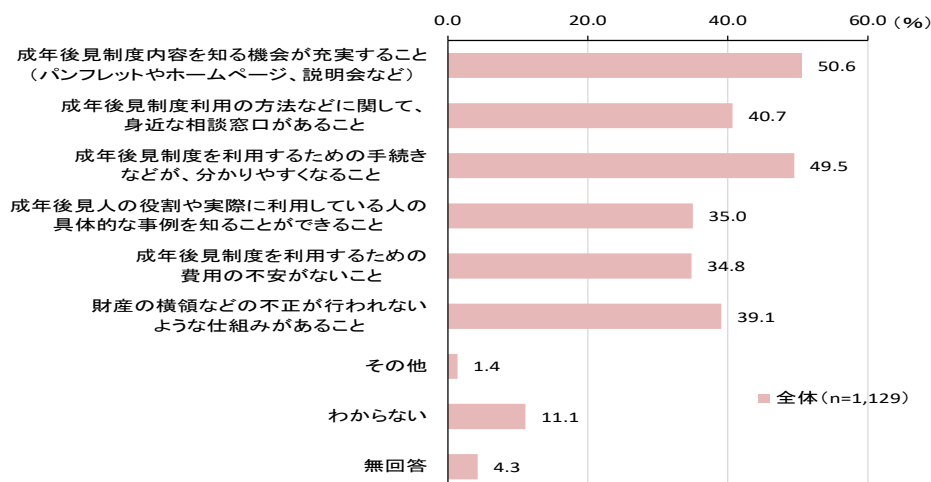
※令和元年度については「内容まで知っている」「聞いたことはある」「知らない」という選択肢で質問しているほか、同時に尋ねている制度・計画・施設については令和3・4年度調査とは異なっている。  
 ※令和2年度については該当する設問が存在しない。  
 出所：大田区「区の施策検証等に向けた区民意識調査」各年度調査結果報告書

### 【成年後見制度を知った方法】



出所：大田区地域福祉計画実態調査報告書(令和5年)

### 【成年後見制度が利用しやすくなるために必要な取組み】



出所：大田区地域福祉計画実態調査報告書(令和5年)

## 7. 基本目標・施策の方向性について

区は、第一期計画に基づき、中核機関を設置し、制度の広報・周知、相談・発見、利用促進・地域体制整備、後見人等の継続的な支援等に、さまざまな関係団体、関係機関等と協力・連携し取り組んできました。

しかし、成年後見制度等権利擁護支援については、まだ理解が十分でない区民の方も多く、地域連携ネットワークを強化し、支援が必要な方を早期に発見し、早期支援に取り組む必要があります。

そのため、区は、国の第二期計画の趣旨及び区の実情や特性をふまえ、区の基本目標及び施策の方向性を、下記のとおりとし、成年後見制度等権利擁護支援の推進を図っていくこととします。

### (1) 基本目標

地域共生社会の実現に向け意思決定支援を基本とし、地域に暮らす区民が「自分らしく暮らし 互いに支えあう」地域づくりを進めます

### (2) 施策の方向性



成年後見制度が、権利擁護支援のひとつの方法(手段)として正しく認識され、必要なときに適切に成年後見制度が利用されるよう、周知・理解啓発を推進します



元気なうちから将来に備えることで、本人の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、安心して暮らせる生活の継続をめざします



権利擁護支援を担う人材として、多様な担い手(市民後見人、親族後見人、専門職後見人等)の確保・育成を推進します



地域連携ネットワークを強化し、支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援につなげられるよう地域全体で取り組みます

### (3) 区の重点施策

#### ◆大田区の中核機関が重点的に取り組む事項

- ◆権利擁護支援チームによる、本人主体の意思決定支援の浸透と  
専門職等の専門的知見と法的根拠に基づいた権利擁護支援検討会議の活用
- ◆成年後見制度等利用促進協議会による地域連携ネットワークの一層の充実  
支援が必要な方を早期発見・早期支援につなげる仕組みの構築
- ◆元気なうちに自ら備える老いじたく推進事業の拡充
- ◆市民後見人の活躍の場と親族後見人を含めたサポート体制
- ◆支援者向け成年後見制度等の理解啓発・意思決定支援研修会の開催
- ◆区長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

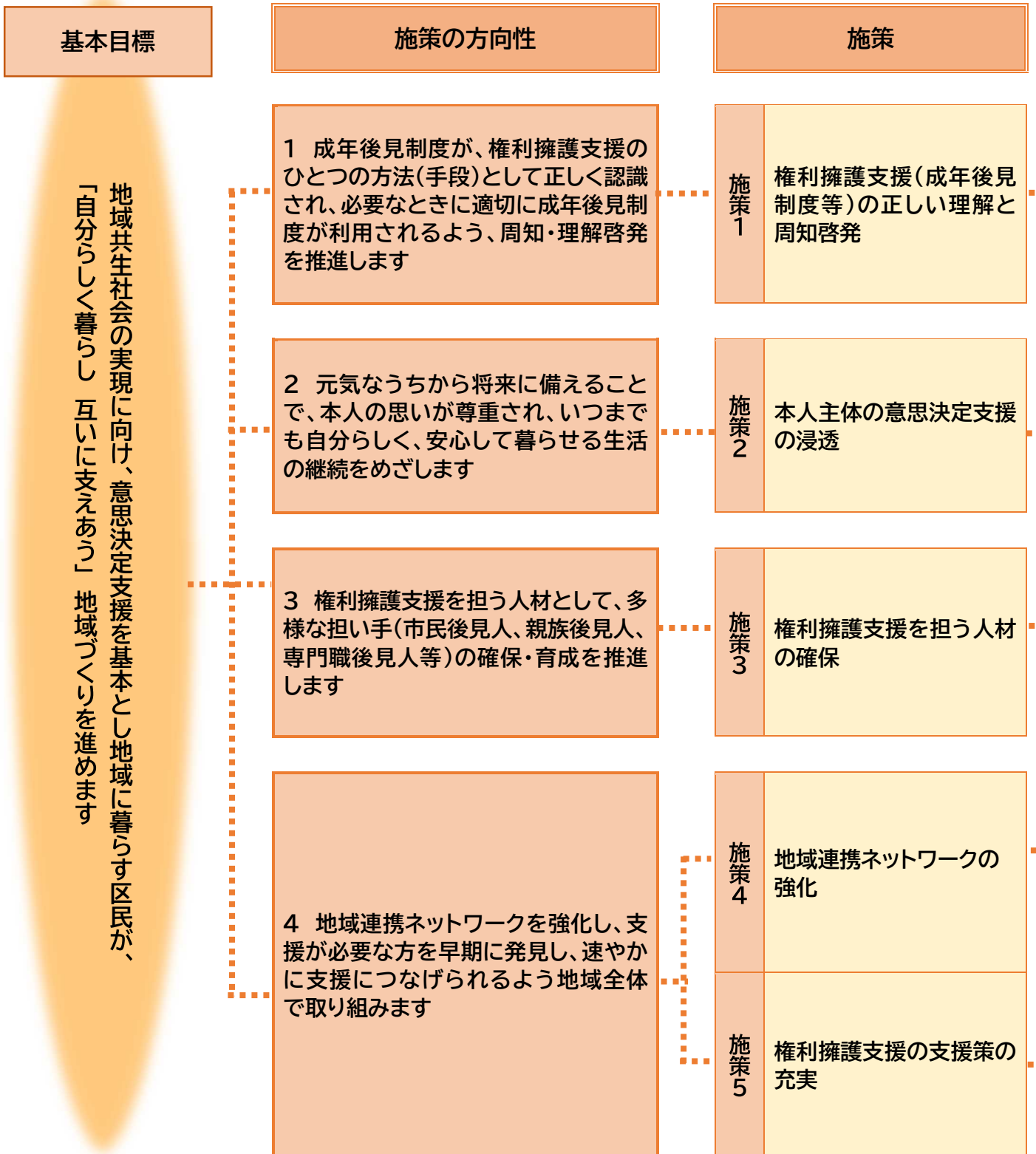
### (4) 施策

- 施策 1** 権利擁護支援(成年後見制度等)の正しい理解と周知啓発
- 施策 2** 本人主体の意思決定支援の浸透
- 施策 3** 権利擁護支援を担う人材の確保
- 施策 4** 地域連携ネットワークの強化
- 施策 5** 権利擁護支援の支援策の充実

### (5) 施策の展開

これらの施策を着実に実施し、すべての区民がいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会をめざします。尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支えあいながら、地域づくりを進めていきます。

## (6) 施策体系





## 施策の展開

### ◆大田区の中核機関が重点的に取り組む事項

- 権利擁護支援(成年後見制度等)の正しい理解と周知啓発のためのパンフレット作成・広報等
- ◆支援者向け成年後見制度等の理解啓発・意思決定支援研修会の開催
- 権利擁護支援(成年後見制度等)に関する相談窓口の充実

- 任意後見制度の利用促進と適切な発効に向けた支援
- ◆元気なうちに自ら備える老いじたく推進事業の拡充
- ◆権利擁護支援チームによる、本人主体の意思決定支援とその浸透と専門職等の専門的知見と法的根拠に基づいた権利擁護支援検討会議の活用

- 多様な担い手(市民後見人、親族後見人、専門職後見人)等の確保・活動の推進
- ◆市民後見人の活躍の場と親族後見人を含めたサポート体制
- 後見人等の選任後、本人の状態や支援状況に関する継続的な支援

- ◆成年後見制度等利用促進協議会による地域連携ネットワークの一層の充実  
支援が必要な方を早期発見・早期支援につなげる仕組みの構築
- 権利擁護支援チームの支援方針等の検討・判断をバックアップ  
(チームの形成支援、チームの自立支援)
- 本人のニーズに合う適切な後見人候補者のマッチング(受任調整)

- ◆区長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- 本人の状態に即した権利擁護支援策(成年後見制度以外の金銭管理等)
- 居住支援施策(住まい、身元保証)や消費者被害における相談機関  
専門職との連携強化

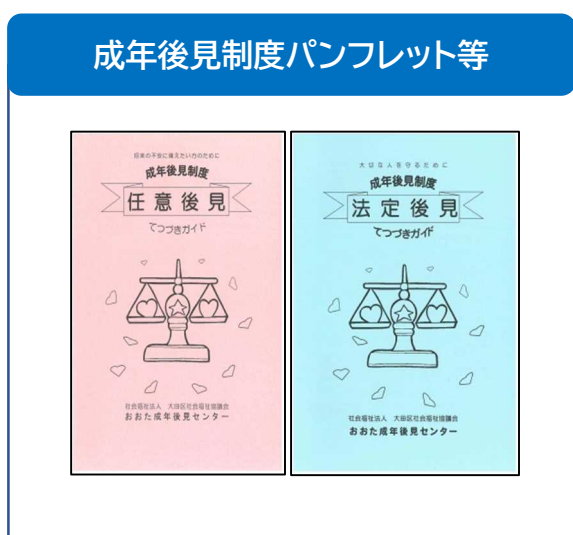
# 施策1 権利擁護支援(成年後見制度等)の正しい理解と周知啓発

## 【現状と課題】

- ・区民の成年後見制度の認知度はまだ十分とは言えず、制度の名前を聞いたことがある人は多くても、内容まで知っている人は4割程度となっています。財産の有無等にかかわらず、成年後見制度の意義や制度利用による効果等の正しい理解が必要です。
- ・区民や親族、身近な支援者の成年後見制度の情報不足や誤った情報により、制度利用が必要な人に届いていない場合があります。制度に対しての誤解や拒否などにより、権利侵害につながる恐れもあることから、権利擁護支援の必要性和制度の正しい理解啓発や周知が必要です。
- ・権利擁護支援(成年後見制度等)の相談については、相談の窓口が区民に十分浸透していないため、早期発見・早期支援につながりにくくなっています。区民だけでなく支援者も含めた、相談窓口の周知の工夫が必要です。

## 【施策の方向性】

- ・成年後見制度が利用しやすくなるために必要な取組みとして、知る機会の充実、身近な相談窓口の設置が求められていることから、区等が制度の理解啓発について効果的に広報活動(パンフレットの作成、SNSでの発信、動画の作成)することや、相談窓口等の周知を行うことで、区民の認知度が高められるよう取り組みます。
- ・区民及び支援者へ、成年後見制度は、後見人等が財産管理だけでなく身上保護などを行い、本人が安心して暮らすための権利擁護支援のひとつであることや、チーム支援が大切であることを周知するセミナーや研修会を開催していきます。正しい理解啓発を行うことで、適切な利用につなげていきます。
- ・本人や親族、福祉サービス事業者等からの権利擁護支援(成年後見制度等)に関する相談に、適切に対応できるよう、権利擁護支援に関する相談窓口を周知していきます。



## 【施策の展開】

### ○権利擁護支援(成年後見制度等)の正しい理解と周知啓発のためのパンフレット作成等

- ・成年後見制度の正しい理解と周知啓発のために、対象者別のパンフレットを作成し、幅広く区民に届くように配付します。支援者向けには、福祉関係機関等にパンフレットまたはデジタルツールで配信するなど、より広い周知を図ります。
- ・こどもから高齢者まで各世代の区民の方に、福祉や権利擁護について、理解できる、わかりやすい動画等を活用し、SNS等で発信していきます。

### ◆支援者向け成年後見制度等の理解啓発・意思決定支援研修会の開催

- ・大田区福祉人材育成・交流センターと連携し、支援者※向けに、成年後見制度の基礎や意思決定支援に関する研修を開催します。制度の正しい理解啓発や本人の意思を尊重した支援の視点を身につけ、支援者のスキルを高めていきます。
- ・支援者※が、いつでも基礎知識を学べるように、成年後見制度の基礎的な知識や、個別支援において重要な要素である意思決定支援について、e-ラーニングシステムの活用を推進します。
- ・支援者が、本人の現状や課題を整理するために権利擁護支援シートや本人情報シートを作成し、情報を可視化するなど権利擁護支援チームで情報共有する仕組みを推進します。

※支援者(本人に関わる区職員、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、福祉サービス事業者の方等)

### ○権利擁護支援(成年後見制度等)に関する相談窓口の充実

- ・高齢者や障がい者が安心して暮らせるために、各地域包括支援センターや基幹相談支援センターが、権利擁護支援に関する相談(虐待の防止、悪質商法の被害防止、成年後見制度の利用など)を受け付けて、権利擁護支援に関する情報提供を行い、必要な支援につなげています。
- ・成年後見制度に関する具体的な相談や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用については、おおた成年後見センターが相談窓口となり、弁護士会、司法書士会等と連携し、無料の専門相談を実施するとともに、相談窓口の充実を図っていきます。

#### 成年後見制度の動画



#### 成年後見制度等に関する研修等

##### 福祉人材向けeラーニングの受講(福祉従事者向け)

更新日:2022年12月16日 ページ番号:784474260

すでに利用者登録されている方は、下のログインボタンをクリックし、ユーザーID、パスワードを入力してログインしてください!



「利用者登録」や「登録者情報の変更」、「登録者情報の削除」は**事業所**が行います。詳細はこちらをご参照ください。

## 施策2 本人主体の意思決定支援の浸透

### 【現状と課題】

- ・支援者や後見人等の役割において「意思決定支援」が大切です。支援者や後見人等にまだ十分な理解が得られていません。本人を主体とした意思決定支援の必要性が、権利擁護支援チーム内で共有され実践していくことが求められます。
- ・意思決定支援ガイドラインに沿った研修の充実を図ることが大切です。関係団体と連携し、講座や合同研修などでさまざまな人たちとの交流し、情報収集を図ることも必要になります。
- ・元気なうちに早めに備えるためには、高齢者だけでなく、障がいをお持ちのお子さんがある保護者や若い世代にも「老いじたく」の必要性を周知していくことが重要です。

### 【施策の方向性】

- ・成年後見制度には、任意後見と法定後見の両方の制度について正しい理解が不可欠です。自分の意思で後見人を選ぶことができる任意後見制度を広く周知していくことに取り組みます。
- ・元気なうちから将来に備えておくことで、誰もがより前向きに安心した生活を送っていただくために、自ら備える「老いじたく」について、早めの備えへのきっかけづくりの機会を拡充していきます。
- ・権利擁護支援チームで、本人の意思決定支援を行いながら、必要な支援や支援方針を検討する中で迷いが生じたときに支援方針などを、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）に相談し、助言を得られる権利擁護支援検討会議を継続して開催します。

#### 意思決定支援とは

意思決定支援の定義として、「特定の行為に関し、本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考え方を引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」としています。「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインより」



#### 老いじたくとは

人生 100 年時代、生涯を安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから将来に備えて、いつまでも自分らしく、人生を前向きに安心して暮らすために自ら備えておくことです。





## 【施策の展開】

### ○任意後見制度の利用促進と適切な発効に向けた支援

- ・任意後見制度は、本人が元気なうちにあらかじめ本人が選んだ人に、本人の判断能力が低下した場合に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておくことができる制度です。制度理解が進むよう、老いじたく推進事業の中でも備えのひとつとして周知啓発に取り組みます。
- ・本人の判断能力が低下した場合に、申立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。任意後見制度の契約時から発効を見据えた利用支援を行うため、公証役場と連携し、サポート体制について検討します。

### ◆元気なうちに自ら備える老いじたく推進事業の拡充等

- ・老いじたくは、元気なうちに自ら備えることで、豊かな安心した老後を過ごすことができます。老いじたくの理解・啓発のための「老いじたくパンフレット」の配布、遺言や相続などのポイントをわかりやすく説明する「老いじたくセミナー」や「老いじたく講演会」を拡充していきます。
- ・障がい等があるお子さんが、将来にわたって安心して暮らし、周囲の人が判断に困らない備えをするための支援をします。家族以外のつながりや相談できる人を広げることや、各種制度について案内し、必要な準備ができるようにセミナーや出前講座などを拡充します。
- ・本事業をより効果的な取組みにするために、個別相談や合同相談会に携わる専門職との連絡会を開催し、意見交換するなど専門職間のネットワークを構築していきます。

### ◆権利擁護支援チームによる、本人主体の意思決定支援とその浸透と専門職等の専門的知見と法的根拠に基づいた権利擁護支援検討会議の活用

- ・初期相談から権利擁護支援チームづくりを意識し、本人に身近な家族・親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人等が情報共有と状況把握しながら、本人の意思決定を基本とした必要な対応を行う権利擁護支援チームをめざします。
- ・権利擁護支援検討会議がより効果的に活用されるよう、アドバイザーを導入するなど、事例提出者との事前打ち合わせや権利擁護支援チーム編成の拡充等を行い、効果的な運営を図ります。また、より多くの支援者が本会議を利用しやすくするために、本会議を支援者が傍聴することや、活用事例等を用いるなど普及啓発に取り組みます。

#### 権利擁護支援チームとは

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです

「第二期基本計画より抜粋」

#### 権利擁護支援チーム（例）



## 施策3 権利擁護支援を担う人材の確保

### 【現状と課題】

- ・高齢者の増加に伴い、後見人等の支援者の不足が予測されます。今後、区民目線の支援者としての社会貢献型後見人(市民後見人)の養成、身上保護を重視した親族後見人の就任が望まれます。
- ・地域活動する方や医療関係者も高齢化が進んでいます。今後、社会貢献型後見人(市民後見人)等の育成や、権利擁護支援に関係する人材の確保がより一層求められます。
- ・専門職後見人に対し、必ずしも正しいとは言えない批判・非難があり、積極的に取り組もうとする専門職が増えない状況もおきています。専門職後見人についての、誤った理解が浸透しないよう、専門職だけでなく、地域や関係団体、親族、本人に、正しい理解を啓発することが必要です。

### 【施策の方向性】

- ・本人にいちばん近い存在であり、本人を理解している親族等が後見人になることで、本人が望む支援につなげることができます。親族後見人等が活動しやすいように、中核機関をはじめ地域や各団体等が協力・連携しバックアップしていきます。
- ・権利擁護支援を担う多様な人材として、社会貢献型後見人(市民後見人)の養成のみならず、すそ野を広げる展開を検討します。
- ・専門職後見人については、各専門職同士が交流し、後見活動の情報共有や意見交換等の機会を創設するなど、後見人同士の連携を強化していきます。

## 社協だより 特集 地域のちからを支えるちからに！ 市民後見人！！

### 社会貢献型後見人(市民後見人とは)

弁護士・司法書士・社会福祉士などの資格はもたないものの、養成講習や実習を通し必要な知識・姿勢を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。

社会貢献精神に基づき、同じ地域の身近な存在として地域の方を支えます。



## 【施策の展開】

### ○多様な担い手(市民後見人、親族後見人、専門職後見人)等の確保・養成の推進

- ・後見人としてだけでなく権利擁護支援を担う人材を確保するために、社会貢献型後見人(市民後見人)の養成を拡充していきます。カリキュラム等を見直し、基礎研修を幅広く区民等に受講していただき、地域での早期発見や早期支援のつなぎ役となる、地域における担い手(人材)の確保・養成に取り組みます。
- ・親族が正しく後見業務に取り組めるよう、親族向けの講座等を開催するとともに、申立てから就任後も継続した支援体制を構築します。

### ◆市民後見人の活躍の場とバックアップ体制

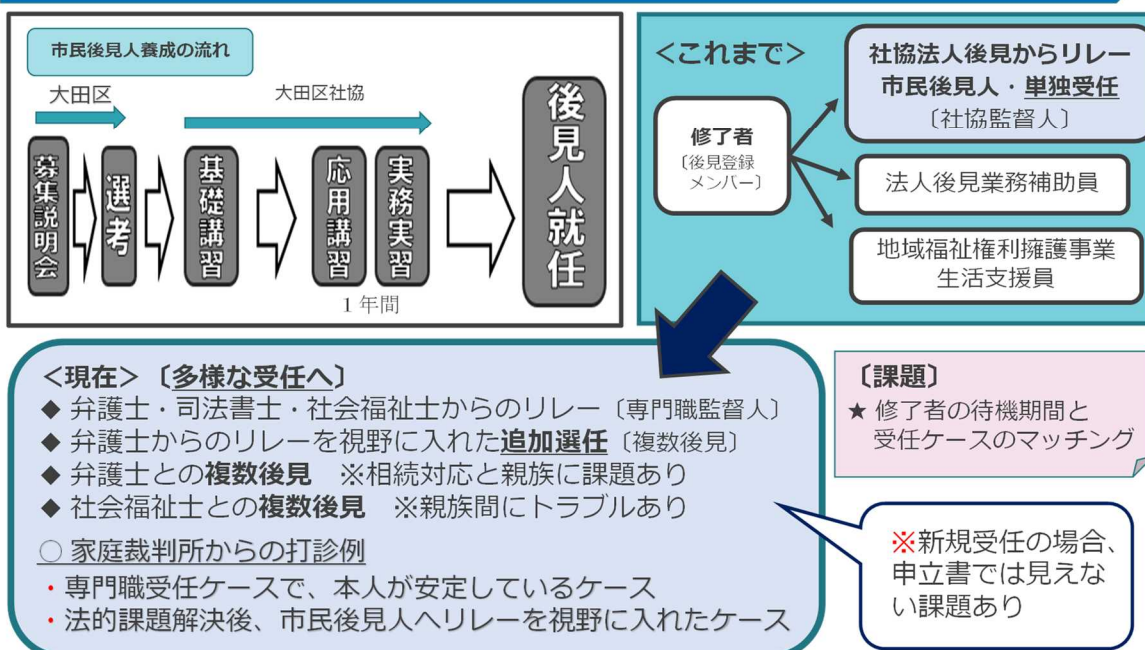
- ・社会貢献型後見人(市民後見人)の養成講習を修了した方が、区民目線の後見人として地域で活躍できるよう受任調整します。それぞれの強みを活かせるようマッチングします。
- ・社会貢献型後見人(市民後見人)が活躍できる場を提供するために、専門職後見人からのリレーによる後見活動、専門職後見人からのリレーを視野に入れた複数後見人としての追加選任、専門職後見人との複数後見など、専門職後見人と連携した新たな取組みを促進します。

### ○後見人等の選任後、本人の状態や支援状況に関する継続的な支援

- ・社会貢献型後見人(市民後見人)、親族後見人、専門職後見人と連携のもと、多様な受任への取組みと、「市民後見人サポート連絡会」等をとおして、情報共有やバックアップ体制の構築を図ります。
- ・専門職後見人については、後見活動の情報共有や意見交換等の機会を創出し、各専門職同士が交流することで、支援に関する悩みや課題を共有するなど、連携を強化していきます。

#### おおた成年後見センターの概要 ～市民後見人の多様な受任への取組み～

- 養成講習修了者それぞれの強みを活かしたマッチング
- 育成・サポートを社協だけでなく、専門職と連携した新たな取組みへ



【出所】第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会資料より



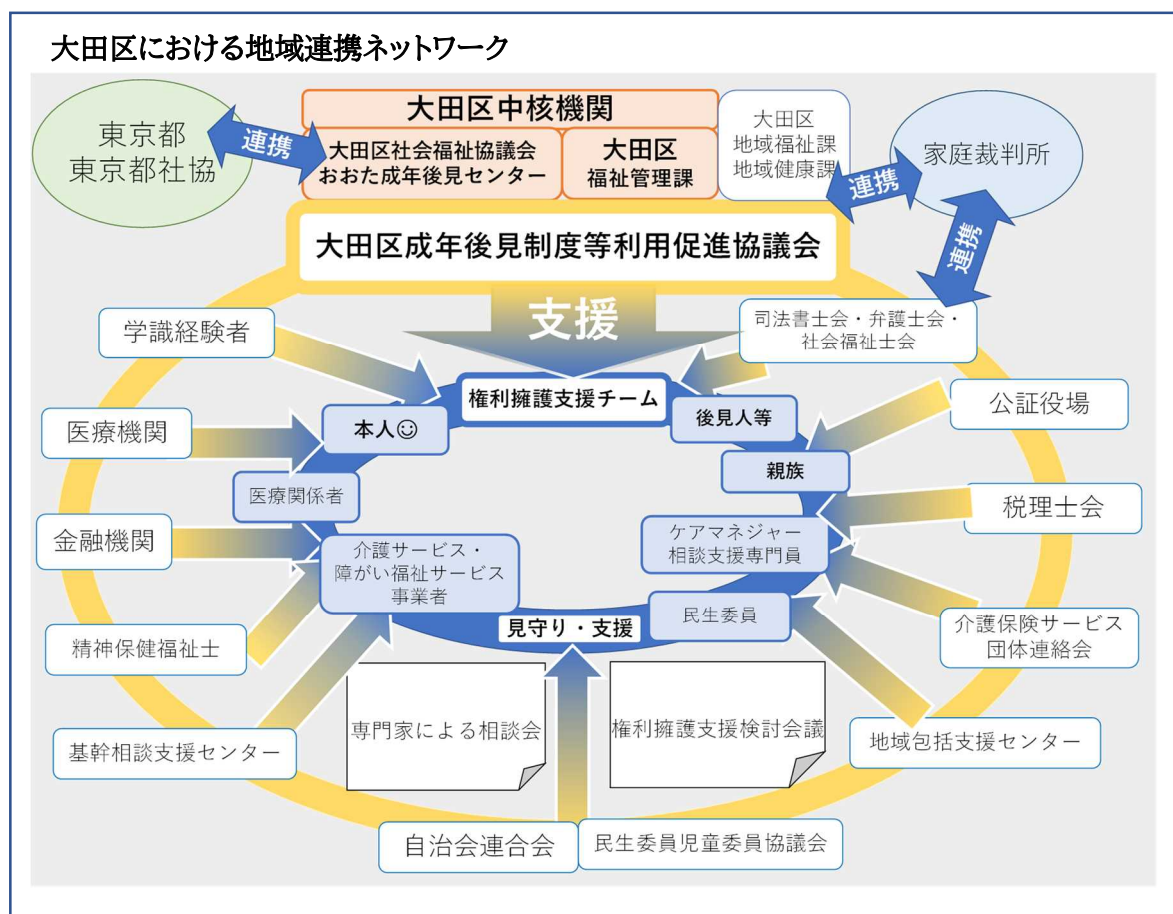
# 施策4 地域連携ネットワークの強化

## 【現状と課題】

- ・支援機関の役割(相談や対応先)が明確でないため、早期発見をしてからの対応方法と対応先が共通理解されておらず、必要な機関につながるまで時間を要していることが多い現状があります。
- ・複合的な課題がある重層的世帯、虐待ケース・困難ケースの連携体制がまだ不十分です。初期対応チーム、権利擁護支援チームのメンバー、支援機関の役割の明確化が必要です。
- ・複数ある権利擁護支援策の中から適切に制度や社会資源を選択し、伴走的に支援する人が必要ですが、本人の財産等もさまざまであり、民間サービスも含めて横断的に情報を適時に提供することは、通常の支援の中では難しい場合があります。

## 【施策の方向性】

- ・区は社会福祉協議会と連携し設置した、中核機関の基本となる4つの機能を強化するとともに、地域連携ネットワークの支援機能を一層充実させ、成年後見制度等権利擁護支援の施策に取り組みます。
- ・課題に応じて、関係機関と連携して、権利擁護支援チームをバックアップするための、包括的な体制を整備します。





## 【施策の展開】

### ◆成年後見制度等利用促進協議会による地域連携ネットワークの一層の充実支援が必要な方を早期発見・早期支援につなげる仕組みの構築

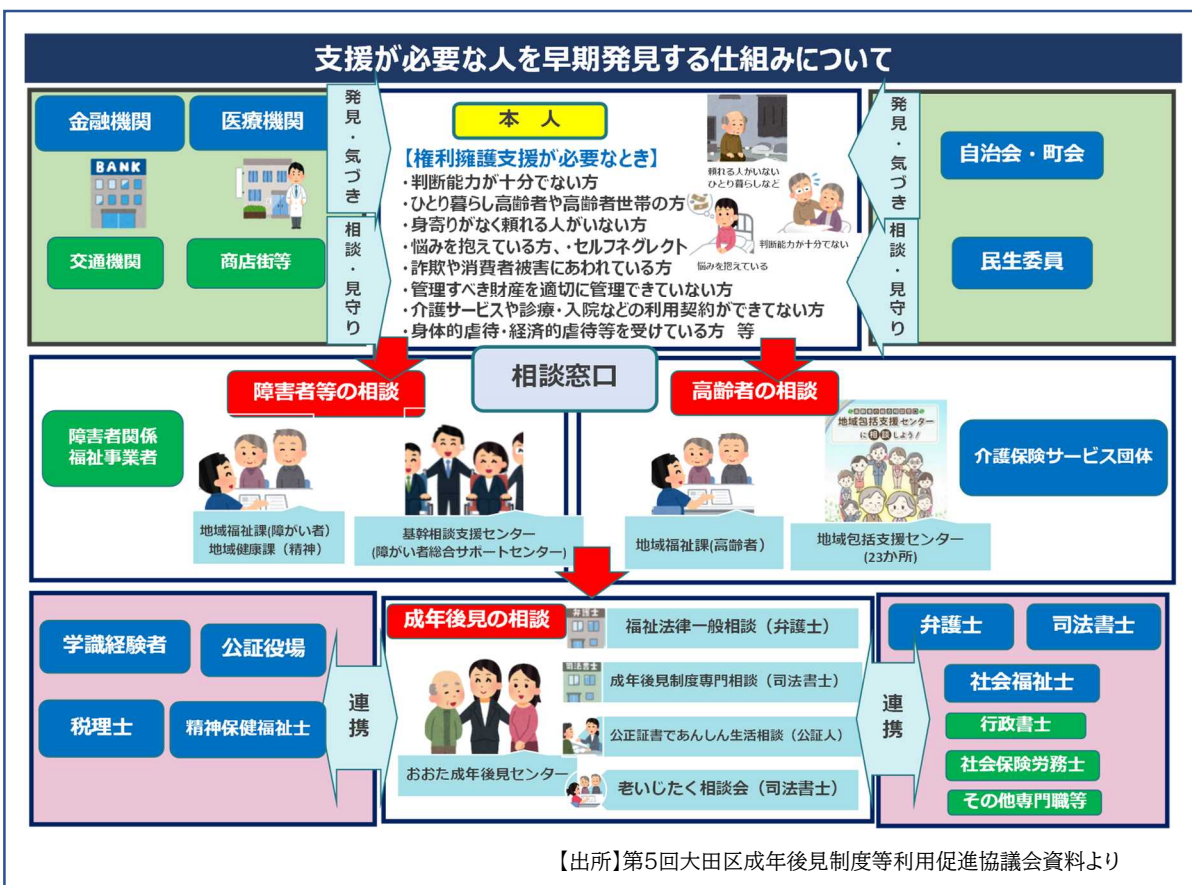
- ・大田区成年後見制度等利用促進協議会の構成団体である、専門職団体や福祉関係機関、地域団体、医療機関、金融機関等と連携することにより、地域の見守りが強化され、支援が必要な方を早期発見し、早期支援につなげていく仕組みをつくりまます。
- ・地域連携ネットワークとして、それぞれの役割(支援者の役割、地域の役割等)を明確化し、各々がその役割を少しずつ広げて支援することにより、継続的な支援を推進していきます。

### ○権利擁護支援チームの支援方針等の検討・判断をバックアップ(チームの形成支援、チームの自立支援)

- ・初期相談から権利擁護支援チームづくりを意識し、情報の共有や本人主体の支援を軸に対応していきます。権利擁護支援検討会議の周知啓発・普及を図ることで、特に分野を横断するケースは、中核機関をとおして本会議を活用し、権利擁護支援チームの拡大や新たなつながりをつくりきっかけづくりなど支援していきます。

### ○本人のニーズに合う適切な後見人候補者のマッチング(受任調整)

- ・本人の思いや希望等の意思決定支援について確認したうえで、後見人等候補者をマッチングしていきます。後見人等候補者については、本人の事情を知る申立人へ、本人の意向や生活環境を考慮し活動できる人が就任できるよう、中核機関が支援します。
- ・本人に関するさまざまな課題(法的紛争性、債務整理、不動産管理、身上保護等)に対応する専門性に配慮して、中核機関が適切と考える候補者の職種について、助言・アドバイスします。



## 施策5 権利擁護支援の支援策の充実

### 【現状と課題】

- ・権利擁護支援の充実策として、重篤な権利侵害(虐待や財産の搾取等)の事案では迅速に救済する体制と日常的な見守りの体制の2つの体制整備が求められます。
- ・本人の判断能力が低下し、身寄りが無い場合に、後見人等が就任するまでの金銭管理を行う仕組みがなく、金銭管理を事務管理として職域を超えて支援を行っている現状があります。
- ・住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給者等)の方が、住まいを確保することが困難になっています。住宅確保用配慮者の受け入れに対して不安を感じる家主・不動産事業者も少なくありません。

### 【施策の方向性】

- ・重篤な権利侵害(虐待や財産の搾取等)が起こるのを待つのではなく、危険性が感じられる前から予防的に取り組む仕組みづくりを検討していきます。
- ・福祉サービス事業者や福祉関係の支援者が、後見人等が選任される前などに、本人の同意のうえで、金銭管理や身上保護を行える仕組みを検討していきます。
- ・大田区居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者にも生活の基盤となる住まいを確保し、誰もが安心して住み続けられるよう推進します。



## 【施策の展開】

### ◆区長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・区市町村は「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に後見開始等の審判の申立てを行うことができます。権限の適切な履行は、本人保護の観点（権利侵害からの回復支援）において、福祉行政の大変重要な役割であることから、適切に実施します。
- ・成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、費用負担が困難なことから制度の利用ができない事態を防ぐため、報酬等を負担することが困難な低所得者に対し、費用を助成します。

### ○本人の状態に即した権利擁護支援策（成年後見制度以外の権利擁護支援策等）

- ・権利擁護支援策については、成年後見制度以外に金銭管理事務を担う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や民間のサービス（法テラス、家族信託）など、本人が安心して暮らせるためのサービスや制度について適切に案内し、必要なサービスへつなげていきます。地域の中で安心して暮らせるよう継続的な見守りを支援していきます。

### ○居住支援施策や消費者被害における相談機関、専門職との連携強化

- ・住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者）等で、住まいの確保にお困りの方が、公営住宅だけでなく円滑に民間賃貸住宅に入居し、安心して暮らせるよう、大田区居住者支援協議会と連携し取り組みます。
- ・認知症等の理由で、判断能力が不十分な方が、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法等の被害を受ける恐れがあります。このような方の権利を守るために、消費者生活センターとの情報連携や、必要に応じ専門職に相談・対応するなど連携を強化していきます。

地域共生社会の実現に向け意思決定支援を基本とし、地域に暮らす区民が「自分らしく暮らし 互いに支えあう」地域づくりを進めます



## 8. 計画の推進体制と進行管理

### (1) 計画の推進体制

本計画は、区と社会福祉協議会で運営する中核機関を中心に推進していきます。地域連携ネットワークを活かし、大田区成年後見制度等利用促進協議会に参画している関係機関・団体等と協力・連携し取り組んでいきます。

その他に、地域共生社会の実現のためには、地域で活動している団体等とも協力・連携し、成年後見制度等権利擁護支援の必要性を区民に正しく周知し、活動する方のすそ野を広げて、地域全体で支援できるよう取り組んでいきます。

また、庁内の各課における職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図ることも必要です。特に重層的支援体制整備事業と連携し、包括的な支援体制で取り組む必要があります。

成年後見制度等権利擁護支援を推進するために、本計画の施策の実現に向けて、地域連携ネットワークを強化し、着実に取り組んでいきます。

### (2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「大田区地域福祉計画推進会議」等を活用して、大田区地域福祉計画と大田区成年後見制度等利用促進基本計画と一体的に進行管理していきます。

計画のPDCA(計画、実行、評価、見直し・改善)サイクルを実行し、より効果的に施策を推進していく必要があることから、大田区成年後見制度等利用促進協議会で、中核機関の取組みを報告し、各施策の有効性や今後の事業の方向性などについての意見・助言等を得て実施していきます。

